

## 低未利用土地等チェックリスト

	チェックリスト	No.	要件及び提出書類	様式等
低未利用土地等であることを確認	<input type="checkbox"/>	1	譲渡（売買）者が個人か	①-1
	<input type="checkbox"/>	2	都市計画区域内か（町建設課で確認）	①-1
	<input type="checkbox"/>	3	売買契約書(写し)があるか	
	<input type="checkbox"/>	4	低未利用土地等であることを確認できる書類があるか(※1) 1)土庄町等が運営する空き地・空き家バンクに登録されているか 2)宅地建物取引業者が、現況更地、空き家または空き店舗の広告を出しているか 3)電気ガス水道の使用中止日が売買契約よりも1か月以上前か 4)上記1)～3)の書類が提出できない場合 ・宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨の確認 ・当該地の現況用途が確認出来る2方向以上からの写真の添付 ヒアリング等を行い、低未利用土地等であることを確認	明細書等  ①-2
譲渡の確認のため	<input type="checkbox"/>	5	必要事項がすべて記入されているか確認（各様式） ・宅地建物取引業者の仲介により譲渡（売買）した場合 ・宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡（売買）した場合 ・上記2項目について確認できない場合、宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認	②-1 ②-2 ③
その他の要件の確認等	<input type="checkbox"/>	6	売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認（登記事項証明書・コピー可）	
	<input type="checkbox"/>	7	他の課税の特例措置の適用を受けないこと	
	<input type="checkbox"/>	8	令第23条の2に規定する当該個人の配偶者等、当該個人と特別の関係があるものへの譲渡ではないこと(※2)	
	<input type="checkbox"/>	9	低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと	
	<input type="checkbox"/>	10	他の特別控除等の特例措置の適用を受けないこと	
	<input type="checkbox"/>	11	一筆であった土地からその年の前年または前々年に分筆された土地または当該土地の上に存する権利の譲渡を当該前年または前々年中にした場合において本特例措置の受けていないこと	確認書
備考	※1		農地の場合は、農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当することを確認（農業委員会に問合せること。）	遊休農地
	※2		① 当該個人の配偶者及び直系血族 ② 当該個人の親族(①を除く)で当該個人と生計を一にしているもの ③ 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの ④ ①～③に掲げるもの及び当該個人の使用人以外のもので、当該個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの及びそのものの親族でそのものと生計を一にしているもの ⑤ 当該個人、当該個人の①及び②に掲げる親族、当該個人の使用人若しくはその使用人の親族でその使用人と生計を一にしているものまたは当該個人に係る③及び④に掲げるものを判定の基礎となる所得税法第2条第1項第8号の2に規定する株主等とした場合に法人税法施行令第4条第2項に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のあることとなる会社その他の法人	

※上記チェックリストの記載事項は、事実に相違ありません。 令和 年 月 日

チェックリスト記入者（署名・押印）

⑨

※なお、低未利用土地等確認書をもって本特例措置の適用を確約するものではありません。